

第 7 章

## 進 行 管 理

# 第7章 進行管理

1

## 計画の推進体制

本市がめざす環境像である「里山と小川 風と緑と生きものと 共に生きるまち」を実現するためには、本計画が確実に推進できる体制を整え、計画の実効性を確保することが必要です。

以下に、本計画の推進体制を示します。

### ■市の環境施策の推進体制

市が中心となり推進する環境施策については、担当部署ごとに施策を推進するとともに、関係各課で構成される環境基本計画庁内推進会議において、推進状況の評価、報告等の総合的な進捗状況の管理を行います。

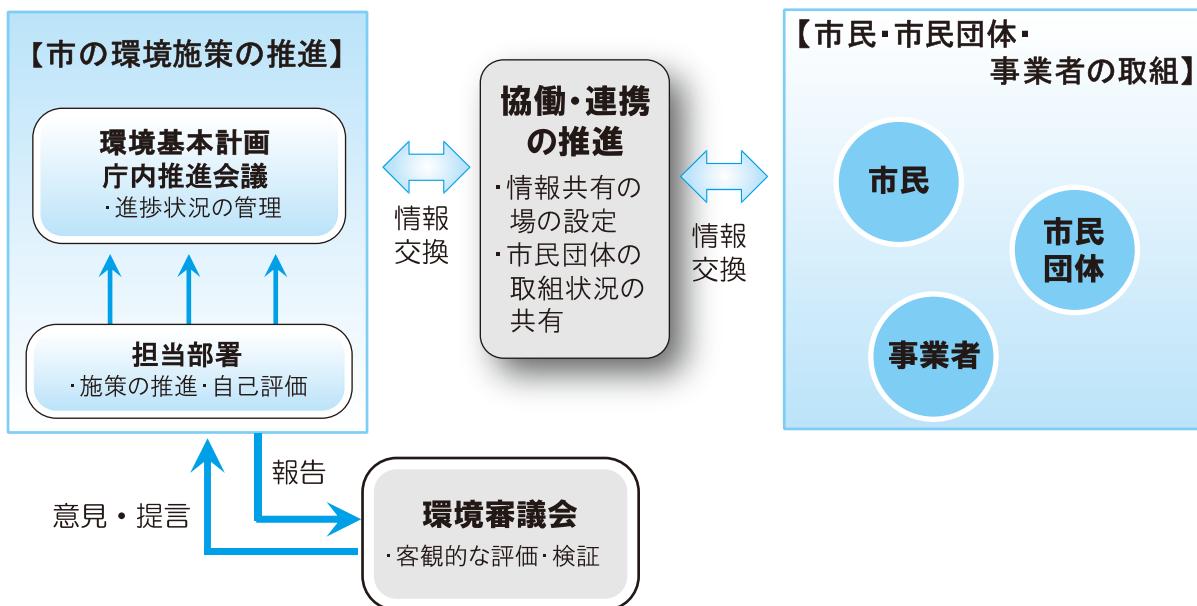
また、毎年、年次報告書を作成し、環境施策の進捗状況及び今後の推進予定等の取りまとめを行い、これを環境審議会に諮り、客観的な意見・提言を受けるとともに、広く市民に公表し、意見等を計画の推進に反映させていきます。

### ■協働による推進体制

市民・市民団体・事業者の取組については、各主体が積極的に取組を推進できるよう支援するとともに、協働で取組を推進するために、情報を共有化できる体制を整備します。

具体的には、環境活動を実施している市民団体、事業者等が活動の紹介やその成果を発表する場を設定し、取組状況の共有化を図ります。市は、協働に向けて、こうした活動を支援していきます。

## 【協働による推進体制のイメージ図】

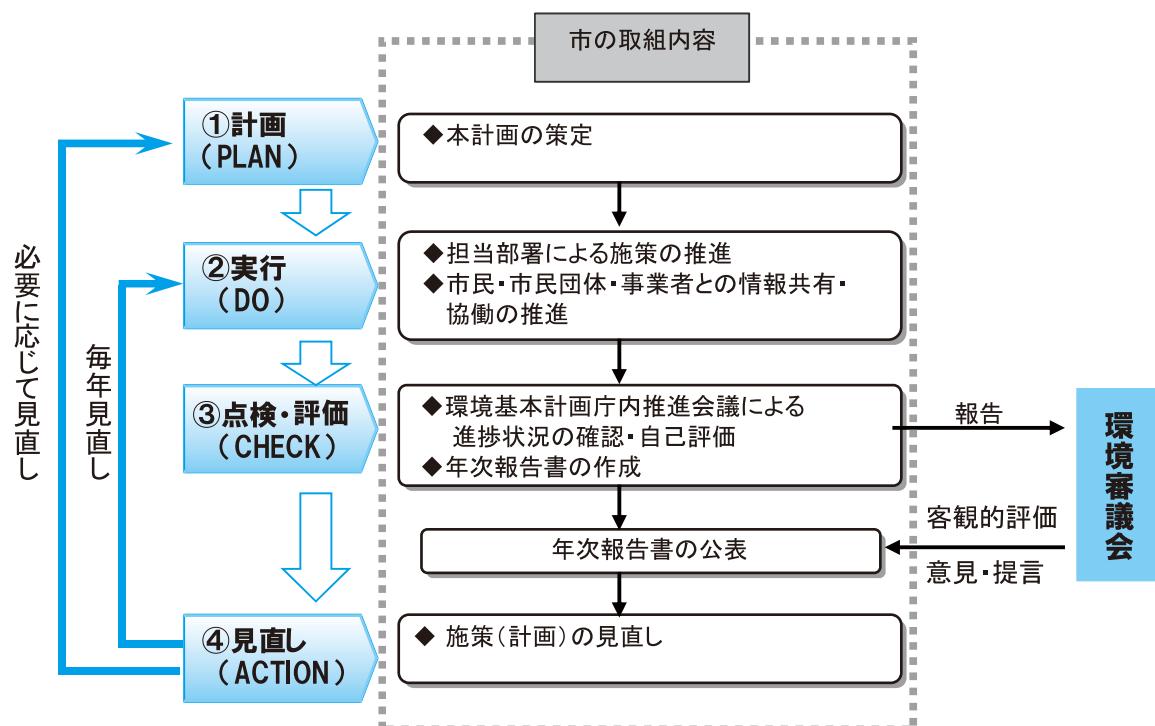


## 2 計画の進行管理

### ■進行管理の全体像

本計画は、P D C Aサイクルの考え方に基づき、以下の手順に従い進行管理を行います。

#### 【進行管理の全体像】



## ■進行管理のポイント

### ● 市民・市民団体・事業者との協働推進

市は、本計画に基づき、環境施策を実施するとともに、市民・市民団体・事業者等との情報共有を図り、協働を推進します。

### ● 環境審議会\*による客観的評価

市は、担当部署において各施策の推進状況の確認、自己評価を行います。それらを環境基本計画庁内推進会議で取りまとめ、進捗状況を管理するとともに、年次報告書を作成します。

年次報告書は環境審議会に報告し、客観的評価を受け、意見や提言を各施策の推進に反映します。

### ● 年次報告書の公表

年次報告書は、市ホームページ等を通じて、市民・事業者等へ広く公表します。

### ● 計画の見直し

本計画は、必要に応じて、計画期間の中間年前後に、計画目標等を中心とした見直しを行います。



環境審議会

#### \*環境審議会

美しく住みよい鶴ヶ島市の環境づくりの基本を定める条例に基づき設置される市の附属機関で、環境基本計画に関する事項や環境の保全と創造についての重要事項などについて、調査・審議する。知識経験者や団体代表者等で構成される。